

法人向け寄付型定期預金規定

法人向け「寄付型定期預金」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の定期預金共通規定および自動継続自由金利型定期預金規定によりお取扱いたします。

1. お申込み対象

法人に限定させていただきます。

2. お預入れの金額等

「この預金」のお預入れ金額は、1口5,000万円以上とし、1円単位でお預入れいただけます。

3. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間は6か月または1年です。

4. お預入れ利率

「この預金」は、自由金利型定期預金の店頭表示利率を適用します。

5. 自動継続及び一部解約

- 「この預金」は通帳記載の満期日に前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金に自動的に継続します。
- 「この預金」の自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- 「この預金」は、一部解約できません。

6. 利息

- 「この預金」の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳記載の利率によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。
- 「この預金」の利息は、満期日（継続したときはその満期日）に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- 継続を停止した場合の「この預金」の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- 当行がやむを得ないものと認めて「この預金」を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。
 - 預入期間6か月未満
解約日における普通預金の利率
 - 預入期間6か月以上1年未満
預入日（または継続日）におけるこの預金の「6か月」利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。）
- 「この預金」の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 寄付対象先

以下の①～④の対象先からいずれか1先をご指定いただきます。

- 地方公共団体（都道府県、市町村）
- 教育機関（幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学等）
- 特定公益増進法人（社会福祉法人、公益社団法人、独立行政法人等）
- 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）

※ 取引先と資本関係がある先、役員の兼務がある先、寄付手続が困難な先（遠隔地等）は対象外とさせていただきます。

8. 寄付内容

金銭または物品

※ お預入れ金額の0.2%を寄付額の上限とし、金銭の場合は1万円未満を切り捨てとします。

9. 寄付者

当行

10. 預金保険制度の保護

この預金は預金保険制度の対象預金です。当行にお預入れの預金（決済用普通預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

以 上

(2025年2月28日現在)